

ご存じですか？

特別障害者手当 障害児福祉手当 特別児童扶養手当

精神または身体に重度の障がいを持つ方に、各種手当を支給しています。申請方法などの詳細は、市ホームページをご確認ください。



市 HP



	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	
対象	著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする <u>20 歳以上の方</u>	重度の障がい有するため、日常生活において常時介護を必要とする <u>20 歳未満の児童</u>	中度から重度の障がい有する <u>20 歳未満の児童を養育する方</u>	
	次のような場合は対象外となります。			
	・特別養護老人ホーム、障害者支援施設などに入所している場合 ・3 か月を超えて病院や福祉施設などに入院（所）している場合	・障害児入所施設などに入所している場合 ・障がいを事由とする年金などを受給している場合		
所得制限	受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上（下表参照）である場合、手当は支給されません。			
	扶養親族の人数	本人		配偶者・扶養義務者
		特別障害者手当 障害児福祉手当	特別児童扶養手当	
	0 人	3,758,000 円	4,596,000 円	6,287,000 円
	1 人	4,138,000 円	4,976,000 円	6,536,000 円
	2 人	4,518,000 円	5,356,000 円	6,749,000 円
	3 人	4,898,000 円	5,736,000 円	6,962,000 円
	4 人	5,278,000 円	6,116,000 円	7,175,000 円
5 人	5,658,000 円	6,496,000 円	7,388,000 円	
提出書類	9 月 11 日金までに各手当分の所得状況届を提出する必要があります。 <u>提出がない場合、8 月分以降の手当が受けられなくなります。</u>			
支給額 (手当月額)	30,450 円	16,560 円	【1 級】 58,450 円 【2 級】 38,930 円	
※手当額は、前年の全国消費者物価指数の変動に応じ、毎年 4 月に改定される場合があります。				
支給月	2 月、5 月、8 月、11 月 (各月 10 日)		4 月、8 月、11 月 (各月 11 日)	

特別障害者手当・障害児福祉手当に関すること 〇社会福祉係 Tel 74-8103
特別児童扶養手当に関すること 〇子育て支援係 Tel 74-8369